

議員提出議案第2号

鳥取県政務活動費交付条例の一部を改正する条例

この議案を別紙のとおり提出する。

平成29年3月23日

安田優子

伊藤保

坂野経三郎

森雅幹

福田俊史

上村忠史

内田博長

浜崎晋一

前田八壽彦

広谷直樹

澤紀男

鳥取県政務活動費交付条例の一部を改正する条例

鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(収支報告書等の保存及び閲覧等) 第8条 略 2 議長は、前項の規定により保存する収支報告書及び証拠書類の写し（鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第8条に規定する非開示情報に係る部分を除く。以下「収支報告書等」という。）を一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するものとする。 3 前項の規定による収支報告書等の閲覧及び公表は、 <u>当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して2月を経過する日の翌日</u> から始める。	(収支報告書等の保存及び閲覧等) 第8条 略 2 議長は、前項の規定により保存する収支報告書及び証拠書類の写し（鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第8条に規定する非開示情報に係る部分を除く。以下「収支報告書等」という。）を一般の閲覧に供するとともに、 <u>当該収支報告書をインターネットの利用により公表するもの</u> とする。 3 前項の規定による収支報告書等の閲覧及び <u>収支報告書の公表は、当該収支報告書等の提出期限の翌日から起算して2月を経過する日の翌日</u> から始める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県政務活動費交付条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前に交付した政務活動費については、なお従前の例による。